

第2回 吹田市公立保育所民営化庁内検討会議 議事要旨

開催日時：平成25年8月1日（火） 18：35 ～ 19：50

開催場所：吹田市役所 低層棟 3階 研修室

出席者：《委員》

副市長 山中久徳 委員長、こども部長 春藤尚久 副委員長、
総務部長 牧内章 委員、行政経営部長 門脇則子 委員、
福祉保健部長 守谷啓介 委員、教育総務部長 原田勝 委員、
学校教育部長 梶谷尚義 委員

《事務局》

増山こども部次長、藤本子育て支援室長、熱田こども育成室長、
西村こども育成室保育幼稚園課長、笹川こども育成室参事、山本こども育成室参事、
竹村こども育成室参事、小田片山保育園長

傍聴者：67人（市議会議員含む）、その他音声のみの傍聴をした者23人

次第：1 委員長あいさつ

2 委員紹介

3 議題

（ア）吹田市公立保育所民営化実施計画案

（イ）その他

会議開催にあたり

《事務局》 傍聴受付時間内に受付を行なった傍聴希望者は52名であり、傍聴者の定員は原則10名であるが、会場に60の傍聴席を設けることが可能であったため、傍聴者の定員を60名とし、52名の傍聴希望者全てを傍聴者とするほか、定員に達するまで傍聴希望者は会場に入室いただくこととし、定員に達した後にいらっしやった傍聴希望者については、別室にて入室可能な人数の範囲において、音声のみの傍聴を実施したい。

《委員長》 事務局の提案を了承したいがいかがか。

※出席委員全員了承する。

議事要旨：

1 委員長あいさつ

2 委員紹介

3 議題

(ア) 吹田市公立保育所民営化実施計画（以下、「民営化実施計画」）案

《事務局》 公立保育所の民営化については、「第2期吹田市財政健全化計画（案）前期計画」の担い手の見直しを図り歳出の削減を行う方針に基いている。また、「吹田市就学前の子どもの教育・保育に関する将来ビジョン」においても、民間の力を積極的に活用していく方向性を示した。これらはいずれもパブリックコメントを実施した上で策定しており、民営化実施計画を策定するにあたり、改めてパブリックコメントを実施する予定はない。しかし、第1回目の吹田市公立保育所民営化庁内検討会議（以下、「庁内検討会議」）において、市民からの意見聴取について、委員より言及があったこと及び市民の関心の非常に高い事柄であることを踏まえ、今回より、庁内検討会議の内容や運営方法等につき傍聴希望者にアンケートを実施し、アンケート結果を次回庁内検討会議の参考とするため報告したい。

《委員長》 事務局の提案を了承したいがいかがか。

※出席委員全員了承する。

《事務局》 資料2『「吹田市公立保育所民営化実施計画案」策定にあたり外部アドバイザーからいただいた意見』及び資料3「吹田市公立保育所民営化実施計画案」について説明

《委員長》 本日の会議資料については、第1回の庁内検討会議からこれまでに3回の吹田市公立保育所民営化外部アドバイザー会議（以下、「外部アドバイザー会議」）を行い、その議論内容を踏まえ吹田市公立保育所民営化庁内検討会議作業部会（以下、「庁内作業部会」）での整理を経たものである。専門的知見をお持ちの外部アドバイザーから多様な意見をいただくことができ、資料2を作成し、その上で、資料3として民営化実施計画案の民営化実施の基本的な考え方について検討し、案を示している。まず、資料2・3について質問があれば伺いたい。

《原田委員》 資料13ページであるが、民営化の手法として「民設民営方式」と「公設民営方式」の二方式を挙げ、「民設民営方式」とするとあるが、外部アドバイザーからは「公設民営方式」についての意見は出なかったのか。また、民営化後の事業主体は、様々な事業者の参画が可能となったとあるが、具体的に大阪府内の事業者ではどのようなものがあるのか。

《事務局》 「公設民営方式」であるが、外部アドバイザーからは、民間の特色が活かしくいという意見が主であり、運営主体は同じでも設置主体が異なることによる事務処理等の煩雑さや混乱を懸念する意見もあった。大阪府内では、大阪市、東大阪市を除けば、「公設民営方式」の事例はあまりない。ほとんどが「民設民営方式」であるのが現状である。「公設民営方式」では、建物の改修等は市費で行うことになり、運営費においても国・府の補助を受けることができない。また、事業主体については、規制緩和により、これまでの地方公共団体や社会福祉法人等に限らず、特定非営利活動法人や株式会社も参画できるようになったが、平成25年4月現在で大阪府内の民間保育所は870園であるが、そのうち、特定非営利活動法人が事業主体であるものが2園、株式会社が事業主体であるものが2園と、ほぼ事例はない。社会福祉法人が事業主体であるものが811園で、残りは学校法人や宗教法人が事業主体となっている。

《牧内委員》 資料4ページの外部アドバイザーの意見として民営化移行準備期間は、他市の民

営化事例や裁判例を踏まえ、十分な期間を設定することが望ましいとあるが、裁判例を踏まえとはどういう意味か。民営化移行準備期間が短すぎる場合は訴訟が提起され、民営化について違法である等の判断が一定下される恐れがあるのか。また、資料13ページで示している民営化移行準備期間として、民営化園の発表から民営化実施までの期間として最低2年、事業者決定から民営化実施までの期間として最低1年半とあるのは、裁判例を踏まえて設定しているのか。

《事務局》 裁判の個別事例を話すのは差し控えるが、総じて、公立園から民間園へと移行する中で、急激な環境の変化を子ども達に与えた場合は望ましくないという結果であった。短期間に強引に民営化を進めるのではなく、民営化について、子どもや保護者の理解を得られるよう十分に期間を設けることや、事業者や保護者がお互いを理解する時間を設けながら進めることが必要であるということがこれまでの裁判事例である。裁判により、具体的な引継ぎ期間等の年数が示されたわけではない。本市の民営化実施計画案では、事業者決定から民営化実施までの期間として、三者懇談会開催等も踏まえ最低1年半を設定し、また、民営化実施前の1年間を合同保育の期間として設定する等、十分な期間を設けていると考えている。もちろん期間が十分であるだけでなく、その中身も充実したものとしていきたい。

《梶谷委員》 資料16ページの財産のところ、土地は有償賃貸、建物・備品等は有償譲渡を基本とするとあるが、有償か無償かは、事業者の公募の際の応募状況にも関わってくる非常に重要な点である。他市事例の状況はどうか。また、外部アドバイザーからは有償での民営化は難しいという意見が多かったにも関わらず、なぜ民営化実施計画案では有償を基本としたのか。さらに、民営化実施計画案の中で、保育内容の「継続」と「継承」という二つの言葉が使用されているが違いはあるのか。

《事務局》 他市の民営化に際しての事業者募集の際の土地・建物等の状況であるが、平成16～17年に多くの民営化事業が開始された際は、土地については無償貸付、建物等については無償譲渡とする事例がほとんどであった。これは民営化事業を開始するにあたり、多くの事業者に応募していただく趣旨からであった。最近の民営化の事業者募集状況では、土地については5年間のみ無償貸付、建物は不動産鑑定士に価値を判断してもらい有償譲渡とする等の場合もあり、無償から有償に変わってきている市町村がみられる。本市としても、公有地の適切な運用という視点に鑑み、検討無しで無償貸付・譲渡することは基本的には無い。ただ、建物の老朽化が進行している場合や、保育所を運営するには敷地が広すぎて土地賃貸料が非常に高額になるような場合は、十分な検討を経て、減額や無償とする等の判断を行いたい。また、保育内容の「継続」と「継承」という言葉は同趣旨である。

《門脇委員》 大阪府内の民間保育所870園のうち811園が社会福祉法人の運営というのは、既存の園のことであろうが、民営化された園の事業主体も社会福祉法人が多いのか、それとも民営化の場合は別の担い手が増えているのか。資料3ページの民営化後の事業主体についての外部アドバイザーの意見で、安定した事業主体とすべきである、営利目的のみを追求するような事業主体の参入は懸念するという意見がある一方で、国通知を踏まえると、事業主体を限定することは難しいとあるが、実際に公募の際には事業主体を限定せず、株式会社等も含めるのか。また、資料14ページにある事業者選定の委員会は附属機関となるのか。当該事業者選定の委員会に学識経験者、民営化園保護者代表等を含めるとあるが、具体的に委員構成や人数は想定されているのか。他市における事業者選定の委員会の運営状況はどうか。

《事務局》 大阪府内での民営化の際の事業主体としては、社会福祉法人以外は学校法人が事例としてあるがそれ以外の事業主体はない。これまで、事業者の公募の際には社会福祉法人等に限定することが通常であり、株式会社や特定非営利活動法人等を含めたすべての事業主体を対象とすることは前例がないと思われる。これには、民営化時に建物の改修・建替えをする際に、現行の国・府の補助金を利用できるのは社会福祉法人や学校法人等に限定されていることが理由として挙げられる。本市としても、事業者の公募を行うにあたり、公募要領等を定める際に、今後の国の動向も踏まえ、補助金を受けられる事業主体であるかについても検討する。ただ、事業主体の性質で選ぶというよりも、保育所運営の実績があり安定的な保育事業の継続が可能かどうかを重視する考えである。実績ということでは、事業主体として社会福祉法人が多いのが現状である。また、事業者選定の委員会については、当該委員会が事業者を選定し、市がその選定結果に基づき移管先事業者を決定するので、附属機関としての設置を検討している。当該委員会の委員数は未定であるが、委員構成は、民営化園の移管先事業者の選定の経験がある学識経験者、当該民営化園保護者代表、事業者の財務状況等の審査を行える公認会計士等を想定しており、選定が円滑に行えるようにしたい。

《守谷委員》 資料16ページに示している民営化にあたっての保育所運営に関する条件は、公募要領や協定書にも定めるとあるが、当該条件は、現在の公立保育所の運営基準や保育水準を保つためのものなのか。また、協定書はどのくらいの拘束力・強制力を持つのか。市と移管先事業者との間での協定書であろうが、協定期間内に協定違反があった場合、罰則を設けたり強制的に是正を行わせることはできるのか。さらに、本市の公立保育所では、障がい児保育事業や乳児保育事業が実施されているが、民営化後の園で当該保育事業の実施や水準はどのように担保するつもりか。

《事務局》 現在の公立保育所の保育内容をそのまま引継いでもらうならば、そのための市の支援が必要と考える。市として、引継いでもらうべきことには助成等の検討を行う予定である。ただ、民営化というのは、公立のままということではなく、民間の自由な発想や特色ある保育を実践してもらう目的もあるので、自由度を発揮してもらえる協定にしていきたい。罰則などが発生しないような事業者を本来選定することが大切であるので、そのような選定が行えるような選定基準を設け、事業者選定の委員会の運営をしていきたい。障がい児保育については、現在も、公立保育所の方が障がい児の受け入れの割合は多いが、私立保育所でも受け入れていただいている。今後も、巡回保育での指導・助言等を含め本市としても、しっかりと支援体制を整えていきたい。乳児保育については、0歳児保育を看護師等の配置をして安全性を担保しながら、公立保育所同様実施していただきたいと考えている。

《守谷委員》 民営化後も民営化前に受け入れていた人数と同様の障がい児を受け入れるのか。当該園の障がい児の枠が他の公立保育所に上乗せになることはないのか。

《事務局》 民営化後も、現在の在園児は、当該保育所での保育を継続して受けていただきたいと考えている。その後の障がい児の受け入れについては、本市として様々な支援や条件整備をし、私立保育所に障がい児を受け入れていただけるようにしていきたい。

《副委員長》 事務局に代わり回答する。現在、私立保育所では勤続3年未満の保育士が半数を占める状況もみられ、専門的知識や経験を必要とする障がい児保育を実施することは難しいのが実態である。民営化の問題とは別に、保育全体の問題として、どうすれば私立保育所にも障がい児を受け入れてもらえるか、公立・私立保育所どちらも障がい児保育を実施する

にはどうすれば良いかを慎重に考えていきたい。

《牧内委員》 事業者の公募は企画提案型（プロポーザル）による選定とあるが、資料16ページ以降の民営化にあたっての保育所運営に関する条件で、行事や地域支援事業、給食等、細部に及んで定められている。この条件の中で企画提案してもらうのか。

《事務局》 全く新しい園を設置するのではなく、現在、公立として既に運営している保育所を民営化するための事業者の公募であるので、今あるものを踏まえて企画提案をしてもらいたい。

《牧内委員》 条件を詳細に設定することで、事業主体に制約がかかるということはないか。

《事務局》 現在、私立保育所において地域支援事業の実施や自園調理方式の給食等は、既に実施されているところがほとんどであり、特段難しい条件を課しているとは考えていないが、様々な企画提案が可能ないように公募要領については検討していきたい。

《委員長》 色々質問等をいただいたが、資料3の民営化実施計画案の民営化実施の基本的な考え方に対する意見等があれば伺いたい。

《牧内委員》 事業者の公募を企画提案型で行うにも関わらず、公募条件として基本となる骨子以外の細部にわたり決めてしまうと、応募事業者が限定され、柔軟性ある民間事業者の活力を導入するという、民営化の本来の趣旨が損なわれてしまうのではないか。

《原田委員》 資料13ページの民営化の手法にある民間事業者の柔軟な運営と、公立保育所で長年積み重ねてきた伝統ある保育との融合をどのように図るかが課題である。せっかく民間活力の導入を図るのであれば、民間事業者の柔軟性を重視する考え方もある。

《門脇委員》 企画提案型では、自由で柔軟な発想が大切なのは理解するが、保育所は福祉施設である。公立保育所の内容を全て継承すべきという訳ではないが、内容について一定の基準は守ってもらわないといけない。当該基準を基に公立保育所の保育内容を原則として継承した上で、さらに企画提案を行うことは十分に可能であろう。未確定とのことであったが、民営化後の事業主体として、国・府の補助対象となるかも勘案し、社会福祉法人や学校法人に限定する方向性があり、保育所運営の実績のあるところという前提があるならば、資料16ページ以降の民営化にあたっての保育所運営に関する条件を課しても、さらなる提案は十分可能であると思うので、民営化実施の基本的な考え方についてはこの内容で良いのではないか。ただ、民営化実施計画で定める内容と別途公募要領等に委ねる内容の精査はもう少し必要である。

《副委員長》 民営化しても市として責任が無くなるわけではない。市として、民間事業者が柔軟に事業を行えるような配慮は当然必要だが、保護者の理解が得られ安心してもらえるように民営化を行うことが大前提であり、市として責任を持って進めていきたい。

《守谷委員》 民営化時の条件を詳細に設定することで、事業者の柔軟性や自由度が無くなるように言われているが、民営化するならば、現在よりもっといいものをめざしてほしい。応募事業者には、本市の子どもが健やかに育つように、現在よりも良い水準となるような企画提案を柔軟性や自由度を発揮し行ってほしい。応募事業者が制限されることが懸念されるというのは別問題である。

《梶谷委員》 本市の保育所を移管する以上、市の責任は重大である。民営化にあたり、市が責任を持って指導・関与できる制度が必要で、そのための条件を民営化実施計画や協定書等で明記することが大切である。市が責任を果たしていけるように、指導・関与できる制度を盛

り込んでほしい。

《委員長》 色々意見等をいただいたが、民営化実施の基本的な考え方の内容全体についての提案はいただいたが、反対意見は無かったと思う。今回の意見等を踏まえ、民営化実施の基本的な考え方につき庁内作業部会で整理し、次回庁内検討会議で報告する。

(イ) その他

《事務局》 本日の議題は以上であり、次回は、民営化実施計画案の民営化する保育所の選定の基本的な考え方について、主にご議論いただく予定である。開催日等詳細については、別途お知らせするほか、市民の皆様にも市ホームページ等にてお知らせする。

また、本日の会議の資料・議事内容等については、市ホームページ等への掲載を予定している。本日の議論の内容を踏まえ、庁内作業部会にて、民営化実施計画案について詳細を検討し、次回に整理した内容を提示させていただきたい。

《委員長》 事務局の提案に沿って進めていきたいと考えているので、委員の皆様もよろしくお願ひしたい。他に質問等がなければ、今日の会議は閉会とする。

以上